

農用地土壌汚染対策地域の指定要件について
(平成 22 年 4 月 19 日付で食品健康影響評価を依頼した事項)

環境省水・大気環境局土壌環境課

1. 経緯

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 45 年法律第 139 号)に基づく、カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 204 号。以下「施行令」という。)第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号において、当該農用地で生産される玄米 1 kg あたり 1 mg 以上の地域又はそのおそれの著しい地域とされている。

今般、厚生労働省において、食品中のカドミウムに関する食品健康影響評価の結果を踏まえて、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号)に定められている米のカドミウム成分規格を「1.0 ppm 未満」から「0.4 ppm 以下」に改正することについて検討が進められたことを受け、環境大臣から中央環境審議会に対し、農用地土壌汚染対策地域の指定要件の見直し等について諮問された。(なお、平成 22 年 4 月 8 日付けで厚生労働省より、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 183 号)が公布された。)

中央環境審議会土壌農薬部会において審議が行われた結果、2. のとおり、農用地土壌汚染対策地域の指定要件を見直す答申案が取りまとめられ、現在、パブリックコメントが行われているところである。

2. 指定要件の見直し案

1 号要件(施行令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する要件)

その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1 kg につき 0.4 mg を超える [現行は 1.0 mg 以上である] と認められる地域であること。

2 号要件(施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する要件)

1 号地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であつて、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1 kg につき 0.4 mg を超える [現行は 1.0 mg 以上となる] おそれが著しいと認められるものであること。

イ その地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。

ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた後に、中央環境審議会において、施行令に定める指定要件の見直しについて検討を行う。

○「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の概要

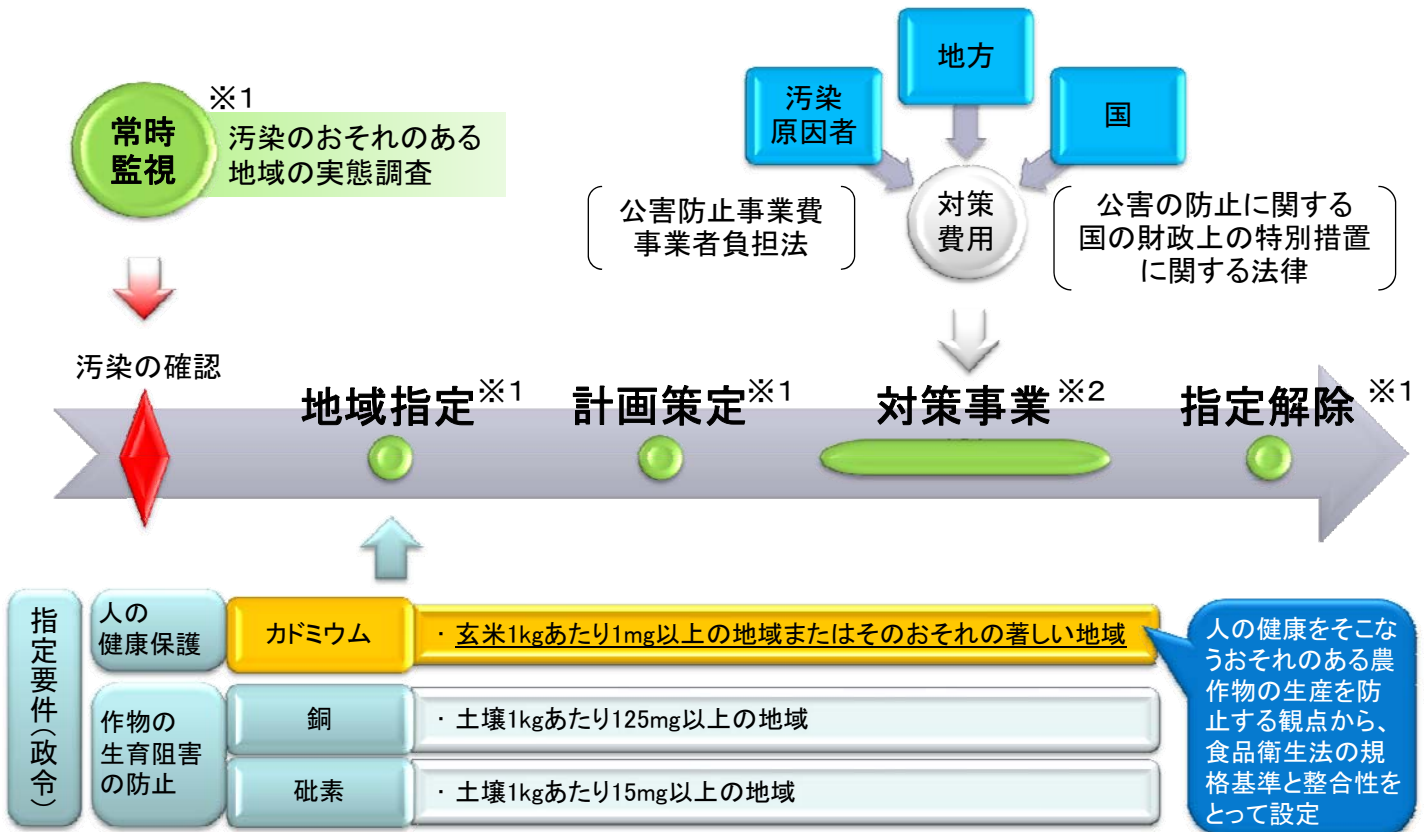
目的

■ この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

仕組み

- 都道府県知事が、常時監視等により汚染が発見された地域を、農用地土壌汚染対策地域として指定し、対策計画を策定。対策計画に基づき、都道府県等が客土等の対策を実施。
- 対策地域の指定要件は、「人の健康保護」(カドミウム)と「作物の生育阻害の防止」(銅・砒素)の2つの観点で設定。
- カドミウムに係る指定要件については、食品衛生法の規格基準(米について1.0ppm)と整合性をとって設定。
- 対策が完了した地域については、対策地域調査により対策の効果を確認し、地域指定を解除。

1



※1 都道府県知事が実施。

※2 都道府県営事業のほか、市町村営事業により行われることもある。

2

○ 農用地土壌汚染防止法の施行状況について（概要）

平成19年度の法の施行状況の概要は以下のとおり(平成20年12月18日公表)。

(1) 概要

- 常時監視の結果、農用地土壌汚染対策地域の指定要件基準値以上の汚染はなかった。
- 平成19年度に新たに、農用地土壌汚染対策地域に指定された地域及び指定解除された地域はなかった。
- このため、平成19年度末現在で対策地域として指定された地域は累計で72(63)地域、うち対策事業等がすべて完了したとして指定解除された地域は52(44)地域、指定地域として現存している地域は20(19)地域となっている。
- 平成19年度に新たに、農用地土壌汚染対策計画が策定された地域はなかった。
- 平成19年度末の対策事業等完了面積は6,544ha(6,104ha)であり、指定要件に該当する地域の87.4%(87.9%)が対策事業等を完了している。

(注 括弧内はカドミウムに係る地域、面積及び割合)

(平成19年度末現在)

特定有害物質	①基準値以上検出等地域										
	②対策地域に指定された地域								⑨県単独事業完了等地域	⑩未指定地域	
	③対策計画が策定された地域				⑦対策事業実施中地域	⑧対策計画未策定地域					
	④対策事業等が完了した地域		⑤指定解除地域	⑥未解除地域							
カドミウム	6,945 ha	6,428 ha			6,158 ha	5,723 ha	5,424 ha	299 ha	435 ha	270 ha	381 ha
	96	63	61	60	55	11	12	4	52	17	
銅	1,405 ha	1,225	1,225	1,199	1,169	30	26	—	171	9 ha	
	37	12	12	12	12	1	1	—	25	1	
砒素	391 ha	164	164	164	84	80	—	—	160	67 ha	
	14	7	7	7	5	2	—	—	7	5	
計	面積	7,487 ha	6,577 ha	6,306 ha	5,839 ha	5,559 ha	312 ha	435 ha	270 ha	705 ha	205 ha
	地域数	134	72	70	69	63	12	12	4	79	22
⑪対策事業等完了面積 (=④+⑨)										6,544 ha	
⑫対策進捗率 (=⑪/①×100)										87.4 %	

(上段：面積，下段：地域数)

- 注) (1)「基準値以上検出等地域」は、平成19年度までの細密調査等の結果によるものである。
 (2)縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためである。
 (3)横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出等地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためである。
 (4)「対策計画策定地域の事業完了」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域及び他用途転用面積である。
 (5)「県単独事業完了等地域」には、他用途転用面積及び営農管理等により被害が見られなくなった面積を含む。

(参考) 畑作物等指定要件検討基礎調査について

先般、環境省において結果を公表した畑作物等指定要件検討基礎調査は、今後、米以外の作物について食品のカドミウム成分規格が設定された場合に備えて、土壌の側の対策に係る検討を行うために、土壌中のカドミウム濃度が比較的高い場所を中心に土壌中のカドミウム濃度と作物中カドミウム濃度の関係を調査する目的で行われたものである。